



目 次

告 示	ページ
字の区域及び名称の変更の届出（2件） （市町村振興課）	1
道路の区域変更 （道路課）	2
公 告	
県営土地改良事業の計画の変更 （農業基盤課）	2
換地処分の公告 （ " ）	2
換地処分の届出（長岡郡大豊町津家土地改良共同施行） （ " ）	3
高知県人事委員会規則	
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 6・27揭示	3
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 "	3
警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 "	3
入札公告	
一般競争入札（起震車の購入）の公告（総務事務センター）	3
その他	
平成20年度行政書士試験の実施 （法 務 課）	4

告 示

高知県告示第448号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字

西原	横田	210の2の一部、210の3の一部
	修正田	281の一部
	久万窪	211の一部、213の一部、215の一部、216の一部
		222の1の一部、223の一部、224の1の一部、224の2、225から227まで、228の一部、229の一部、230の一部、231の1の一部
	フルド井	323の一部
	永山	333の一部、334の一部、335の一部、336の一部、337の一部、338のイ、338の2の一部、339の一部、340、341の一部、346の一部
窪川	西原	1298の1
西原	東ダ	266、267、268の1、269の1
	修正田	291の一部、292の一部、293の一部、295の一部、296、297の一部、298の一部、315の一部、316の一部
	永山	333の一部
	寺中	422の一部、423の一部、424から426まで、427の一部
	永山	333の一部、353の一部、354、355の一部、356の一部、357の一部、358の一部

西原	久万窪
	横田
	修正田
	フルド井
	寺中

	一部、359の一部、360の一部
明後見	390の3の一部、391の一部、392の一部、397の1の一部、398の1の一部、398の2の一部、399、400
太田	434の一部、435の一部、472の一部、474の2の一部
本田	490の1の一部、490の2、492
大窪	496の2、497の1の一部
寺中	413の一部
明後見	379の一部、384の2、385の2
寺中	413の一部
大窪	497の1の一部
寺中	431のイの一部、431の口の1の一部、432の一部
	493の1の一部
本田	490の1の一部
ヲコデ	510の一部、534の一部
大窪	494の一部、495の一部、496の1の一部、498の1の一部
ヲコデ	510の一部、511の一部、512の一部、513から515まで、516の一部、517、519のイ、519の2、520の2、531の口の1の一部、

永山
明後見
太田
大窪
本田

	532の一部、534の一部
大窪	499の1の一部、500の1の一部、501の一部、502から507まで、508の一部、509の1の一部、509の口の一部
下岡川	542の一部、543の2の一部、544、545の1の一部、545の2の一部
柳瀬	561の一部
ヲコデ	535の2の一部、538の一部、539の一部
柳窪	558の口の一部、559の一部、560の一部
ヲコデ	539の一部、540の一部、541の一部
下岡川	542の一部、543のイ、543の2の一部、545の1の一部、549の1、550の2、550の5
般若寺	571の一部
柳窪	551の一部、556の一部、557の一部、558のイの一部、558の口の一部
般若寺	569の一部、570、571の一部
柳窪	557の一部、558のイの一部、558の口の一部
柳瀬	563の1の一部、563の口、564の1の一部、564の口
	564の1の一部、564の

ヲコデ
柳瀬
柳窪
谷田
般若寺
船戸

	八、565の1、565の口
谷田	590の一部、591、592、593の一部、594の一部、596
窪川	西原 1296の1、1297

備考 この表に表示されている区域に隣接在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。
 高知県告示第449号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大豊町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。
 平成20年7月8日
 高知県知事 尾崎 正直
 字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
津家	市ノ内	659の5、661の2、662の2、689の2、690の1、691の2、692の1、693から702まで、1388の2、1389の口、1389の3、1390の2、1390の3、1391、1392の1、1392の2、1393の2、1394の3	津家	梅ノ本
	タワ	1013の2、1015から1019まで、1536の3		
	八チ	1020から1022まで、1023の1、1023の4、1024、1025の1、1027の2		

備考 この表に表示されている区域に隣接在する道路、水路等である町有地の全部を含むものとする。
 高知県告示第450号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年7月8日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市畑山字芝居乙 1071番5	前	3.0 }	90
	後	6.8 }	90
		23.7	

 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（中芸東部地区田圃空間整備事業（用排水路））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年7月8日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年7月8日から同年8月6日まで
- 3 縦覧場所
室戸市役所、奈半利町役場及び北川村役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間地域総合整備事業に係る窪川西部地区（西原換地区）の換地処分を平成20年6月17日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、長岡郡大豊町津家土地改良共同施行から大豊町津家地区(津家換地区)の換地処分を平成20年6月16日に行った旨の届出があった。

平成20年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。

第16条第5項中「又は特別休暇(第1項に規定するもの並びに第13条第1項の表の8の項及び20の項の休暇を除く。)」を削り、同条に次の1項を加える。

6 任命権者は、病気休暇(前項に規定するものを除く。)又は特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第19号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第48号)の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「又は特別休暇(第1項に規定するもの並びに第12条第1項の表の8の項及び20の項の休暇を除く。)」を削り、同条に次の1項を加える。

6 任命権者は、病気休暇(前項に規定するものを除く。)又は

特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月27日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第20号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「又は特別休暇(第1項に規定するもの並びに第12条第1項の表の8の項及び20の項の休暇を除く。)」を削り、同条に次の1項を加える。

6 本部長は、病気休暇(前項に規定するものを除く。)又は特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の種類及び数量

起震車 1台

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年2月13日(金)

(4) 納入場所

吾川郡いの町大内2030

高知県消防学校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当し、かつ、4の(3)により事前に入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県の物品購入等に係る競争入札の参加資格を有する者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示された入札参加資格を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター

電話番号088-823-9788

(2) 入札説明書の交付方法

平成20年7月8日(火)から同月25日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成20年8月20日(水)午前11時

郵送の場合は、書留郵便とし、平成20年8月19日(火)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎2階会計管理局作業室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

## (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格を満たすことを証明する書類を、平成20年7月25日午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札に参加を希望する者は、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## (5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (6) 手続における交渉の有無

無

## (7) 契約書の作成の要否

要

## (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望する者は、知事が定める申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して、3の(1)の場所へ提出すること。ただし、平成20年7月25日までに申請を行わなかったときは、この入札公告の入札参加資格が与えられないことがある。

## (9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Type of product required for purchase: One Earthquake Simulation Vehicle

(2) Deadline for submission of documents to determine suitability of product: 5 P.M. on Friday 25 July 2008. Submissions to reach the following address by this time: Earthquake Disaster Prevention Division, Department of Disaster Management, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi Prefecture 780-0850 Japan

(3) Deadline for submission of tender documents: 11 A.M. on Wednesday 20 August 2008. If sent by post, documents must be sent by registered mail, and must arrive at the place of submission by 5 P.M. on Tuesday 19 August 2008.

(4) Place of Submission: General Affairs Center,

Department of Treasury Kochi Prefectural Government,  
1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi Prefecture  
780-0850 Japan  
Tel: 088-823-9788

-----  
そ の 他  
-----

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成20年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成20年7月8日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺 久

## 1 試験期日

平成20年11月9日(日)午後1時から午後4時まで

## 2 試験場所

高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校

## 3 試験の科目及び方法

## (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)

憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成20年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験による。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。

記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成20年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで

イ 受付場所

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と併せて配布する封筒(あて先は、印刷済み)

により配達記録郵便で郵送すること(平成20年9月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

ウ 提出書類

受験願書一式

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## (ア) 郵送配布

a 配布期間

平成20年8月4日から同月29日(金)まで

b 配布請求方法

郵送を希望する場合は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、次のあて先まで郵送で請求すること(平成20年8月29日までに必着すること。)

名称 財団法人行政書士試験研究センター

住所 郵便番号100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留

## (イ) 窓口配布

a 配布期間

平成20年8月4日から同年9月5日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

b 配布場所

(a) 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階 財団法人行政書士試験研究センター

(b) 高知市上町一丁目1-11-201 高知県行政書士会

(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー

(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所

(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所

(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所

(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所

(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所

## (2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

平成20年8月4日午前9時から同年9月2日(火)午後5時まで

受付期間の最終日(平成20年9月2日)は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中(入力中)であっても申込みができなくなる。また、最終日は、

混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。

イ 受験申込画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

ウ 受験手数料

7,000円

エ 受験手数料の払込方法

(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(受験を申し込む者本人名義のものに限る。)による決済のみとなること。

(イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master又はUCとなること。

(ウ) いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みに先立ち必ず7の「試験に関する問い合わせ先」に相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

平成21年1月26日(月)午前9時

(2) 合格発表の方法

ア 高知県庁本庁舎1階の掲示板及び財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、高知県公報に登載する。また、同センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号に登載する。

イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

7 試験に関する問い合わせ先

東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号03-5251-5600